会費規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）定款第８条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（入会金）

第２条　会員は、次の入会金を納入しなければならない。

（１）正会員Ａ（法人）	３００，０００円
（２）正会員Ｂ（法人）	３００，０００円
（３）正会員Ｃ（個人）	２０，０００円
（４）賛助会員Ａ（法人）	１００，０００円
（５）賛助会員Ｂ（個人）	１５，０００円
（６）賛助特別会員（団体）	２０，０００円

（入会金の納期）

第３条　入会金は、本会から入会承認の通知を受け、請求書を受領した日から３０日以内に納入しなければならない。

（会費）

第４条　会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

（１）正会員Ａ（法人）		５００，０００円
（２）正会員Ｂ（法人）		２５０，０００円
（３）正会員Ｃ（個人）		３０，０００円
（４）賛助会員Ａ（法人）	１口当り	１００，０００円
（５）賛助会員Ｂ（個人）		１５，０００円
（６）賛助特別会員（団体）	１口当り	２０，０００円

（会費の納期）

第５条　会員は、毎事業年度、請求書を受領後３ヶ月以内に、会費年額の全額を納付しなければならない。

（納入方法）

第６条　入会金・会費の納入は原則として本会指定の銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は会員の負担とする。

入会金及び会費は退会に際してもこれを返却しない。

（会費の減額または免除）

第７条　会員から、本会での活動を休止する届出があった場合、休止期間に応じて、会費を月割で減額または免除する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和６年９月１日から改正施行する。